

吉敷地区防災検討委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、吉敷地区防災検討委員会（以下「委員会」という。）と称し、吉敷地域交流センター内に事務所を置く。

(目的)

第2条 委員会は、風水害や地震等による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域の防災組織に関する協議・検討を行うとともに、地域住民の防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発に努めることにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 防災組織の活動及び設置促進に関すること。
- (2) 防災意識の高揚及び防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 被害の軽減に向けた危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の全般管理に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) その他、目的達成のため必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる団体から選出された者
- (2) 地域の防災活動に見識を有する者
- (3) 委員会の趣旨に賛同し、委員長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 役員は、委員会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、会計事務を掌握する。
- 4 監事は、会計事務を監査する。

(委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会計)

第8条 委員会に必要な経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、平成27年10月15日から施行する。

別表 (第4条関係)

吉敷自治会
吉敷地区地域づくり協議会
吉敷地区社会福祉協議会
吉敷地区民生委員児童委員協議会
吉敷地区福祉員協議会
吉敷地区子ども会育成連絡協議会
山口市立鴻南中学校
山口市立良城小学校
吉敷地域交流センター